

衆議院議員山井和則君提出重度訪問介護の給付対象等に関する質問に対する答弁書

一 について

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元年五月十日 衆議院厚生労働委員会）の十及び「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元年六月六日参議院厚生労働委員会）の十三において、「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」とされていることを踏まえ、現在、厚生労働省において必要な検討を行っているところであり、重度訪問介護に係る規定の見直しに関するお尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。